

U.S. Indicators

発表日: 2020 年 6 月 15 日(月)

米国経済活動再開で 6 月 6 日にかけて失業者数減少

～ただし、6月失業率の大幅低下は示唆されず～

第一生命経済研究所 調査研究本部 経済調査部
主任エコノミスト 桂畑 誠治 (TEL: 03-5221-5001)

米国では、新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため 3 月中旬以降に実施されたロックダウンや、外出制限、イベントの中止、店舗の休業、工場の操業停止による経済活動の一部休止を背景に、労働市場は過去に例のないペースで悪化した。米政府・議会が 3 月以降経済基盤や雇用維持のため 3 兆ドル規模の支援策を実施したこと等で、企業倒産は抑えられたが、先行き不透明感が強いなか、企業はレイオフを大規模に行った。

4 月末から 5 月 21 日にかけて 50 州全てでロックダウンの段階的な解除が開始されたことから、労働市場は回復傾向を辿ると予想される。しかし、新型コロナウイルスの感染者増加ペースは高水準で鈍化に歯止めがかかっているうえ、拙速なロックダウン解除などによって再加速の兆しが表れ始めている。このため、感染拡大を防ぐためにソーシャルディスタンスを維持・強化せざるを得ず、労働市場の回復ペースは抑制されると見込まれる。

新型コロナウイルスの感染拡大を抑えるために実施されたロックダウンの段階的な緩和によって、6 月 6 日までの 1 週間の米新規失業保険申請件数（季節調整済み）は、前週比 35.5 万件減と 10 週連続で増加ペースが鈍化した。もっとも、新規失業保険申請件数は 154 万 2,000 件（前週 189 万 7,000 件）と 12 週連続で高水準を保っており、直近 12 週間の申請件数の合計は 4,420.6 万件に達した。より変動の少ない 4 週移動平均（季節調整済み）でも前週比 28 万 6,250 件減少したが、200 万 2,000 件と高い水準にとどまった。

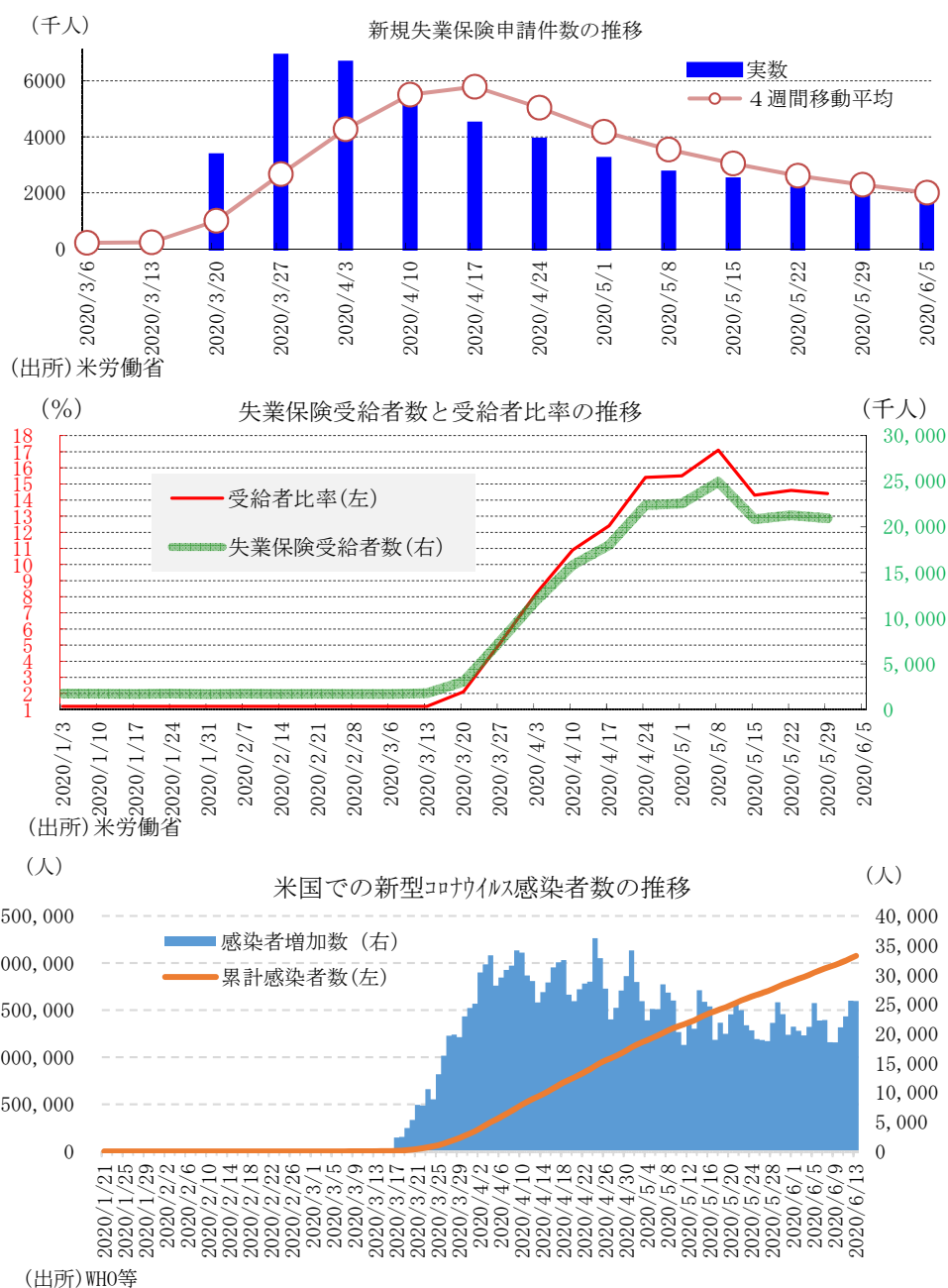
5 月 30 日までの 1 週間の失業保険継続受給者数（新規失業保険申請件数より公表が 1 週間遅い）は 2,092 万 9,000 件、前週比▲33.9 万件減少した。また、同週の失業保険受給者比率は 14.4%（前週の 14.6%）と低下したが、失業保険継続受給者数、失業保険受給者比率とも過去最悪付近にとどまっている。

失業率は 5 月に 13.3%と 4 月の 14.7%から低下した。6 月も低下傾向にあるが、高い水準にとどまっていると判断される。

州別の新規失業保険件数では、新型コロナウイルスの急激な感染拡大を受け、これを抑えるために実施された外出制限、イベントの中止などの影響によって、多くの州でレイオフの動きが広がったが、経済活動再開によって申請件数は基本的には減少している。外出制限の導入や解除の時期のほか、その緩和の程度、人口の違いによって州で差がでており、6 月 6 日に終わった週の状況をみると、人口が最大で感染者数の多いカリフォルニアが 25 万 8,060 件（前週比+2 万 9,426 件）と、引き続き高い水準で増加している。ジョージアが 13 万 4,711 件（同▲1 万 4,452 件）、フロリダが 11 万 520 件（前週比▲9 万 7,187 件）と続いた。前週から増加した州は、カリフォルニア（前週比+2 万

9,426 件)、マサチューセッツ(前週比+1 万 7,102 件)、ニューヨーク(前週比+1 万 2,422 件)など、前週の 3 州から 24 州に増加した。一方、前週から減少した州は、多い順にフロリダ(前週比▲9 万 7,187 件)、テキサス(同▲1 万 6,941 件)、ミシガン(同▲1 万 786 件)と続いた。

米国での 6 月 13 日時点の新型コロナウイルスの累積感染者数は 214 万人、死者数は 11.7 万人を超え、依然大幅な増加を続けている。4 月下旬からの経済活動の再開によって、5 月に職場復帰した人が急増したものの、失業者や労働市場から退出した人が依然として多数いることから、4-6 月期の雇用者数は平均で約前月比 539 万人減少、失業率は約 13%と戦後最悪の状況になると見込まれる。労働市場の回復が続き、7-9 月期の雇用者数は前月比 100 万人程度の増加となり、失業率は約 11%に低下するが、依然高い水準にとどまると見込まれる。



本資料は情報提供を目的として作成されたものであり、投資勧誘を目的としたものではありません。作成時点で、第一生命経済研究所経済調査部が信ずるに足ると判断した情報に基づき作成していますが、その正確性、完全性に対する責任は負いません。見直しは予告なく変更されることがあります。また、記載された内容は、第一生命保険ないしはその関連会社の投資方針と常に整合的であるとは限りません。